

## シンガポール法律コラム

### 第1回 シンガポールの法律と日本の法律の最も大きな違いについて

2023年8月

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士

栗田 哲郎

みなさん、こんにちは One Asia Lawyers Group (Focus Law Asia LLC) です。これから、このコラムでは、シンガポールの生活に密着した法律について、日本の法律と比較しながら説明していきたいと思います。第1回となる今回は、シンガポール法と日本法が根本的に異なる制度になっていること、それに基づく注意点について解説いたします。



まず、シンガポールと日本では法律の成立の歴史・根本となる制度が全く異なります。シンガポールの法制度は、コモン・ロー（判例法・不文法主義）の仕組みに基づいています。コモン・ローは英米法とも呼ばれ、名前の通りイギリスで発展し、アメリカなどに継受された法体系です。シンガポールはかつてイギリスの植民地であったことから、1993年イギリス法受継法（Application of English Law Act 1993）という法律があるなど、1993年以前のイギリス法が有効に適用されることとなっています。もちろん成文法もあるのですが、コモン・ローでは裁判所による判例や過去の慣習が第一の法源であるとされており、そして当事者同士の契約が重要とされています。

他方、日本は、シビル・ロー（大陸法・成文法主義）の仕組みに基づいています。シビル・ローはローマ法などを起源としており、フランスやドイツで発展しました。そして日本はフランスを参考に民法を作成したため、このシビル・ローが日本民法の基礎となっています。シビル・ローの特徴は、予め法律で定められていることにあり、「制定法主義」とも呼ばれています。

このようなコモン・ローとシビル・ローの最も大きな違いがでる場面が、「民法」の有無です。例えば、私たちが、知人に車を販売するとして、その知人が約束の期日にお金を払ってくれない場面を想定してください。日本ではたとえ契約書が作成されなかったとしても、民法が存在するため、民法404条・419条に基づき、法定利率3パーセントの遅延損害金を請求することができます。しかし、シンガポールにおいてはこの民法が存在しないため、遅延損害金を請求したくても、契約書に記載がない限り、請求することができないということになります。つまり、日本における生活・ビジネスにおいては、契約書に書いていなくても、民法の定めにより様々な権利・義務を主張することができる一方、シンガポールにおける生活・ビジネスにおいては民法がないため、契約書に書いていないと、様々な権利・義務の主張ができないという全く逆の結果となるのです。

このため、シンガポールにおいては、（民法がある日本とは異なり）契約書にきちんと権利・義務を記載しないと権利・義務が発生しにくく、契約書のボリュームがどうしても厚くなってし

まうのです。このため、日本の常識をシンガポールにそのままもちこんで、契約書なしで取引などを行おうとすると思わぬトラブルに巻き込まれることがありますので、注意が必要です。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール (FPE) ・日本・USA/NY 州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般 (M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等) のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

[tetsuo.kurita@oneasia.legal](mailto:tetsuo.kurita@oneasia.legal)

+65 8183 5114

※本稿は、シンガポールの週刊 SingaLife (シンガラライフ) において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニュースレターの形式にまとめたものとなります。